

県議選は4月7日、市議選は4月21日

投票時間は午前7時～午後8時です。選挙は私たちの代表を選ぶ貴重な機会です。積極的に投票しましょう。

成田市で投票できる人

投票できるのは、日本国民で次の要件を満たしている人です。

千葉県議会議員選挙

○平成13年4月8日までに生まれた人

○平成30年12月28日までに成田市に住民記録があり(転入の場合)、同日までに転入の届け出が



期日前投票期間

○千葉県議会議員選挙：4月6日(土)までの毎日(イオンモール成田は4月3日(水)から)

○成田市議会議員選挙：4月15日(月)～20日(土)の毎日

期日前投票時間：午前8時30分～午後8時(イオンモール成田は午前10時から)

期日前投票所

○市役所4階期日前投票所

○下総支所1階期日前投票所

○大栄支所1階期日前投票所(旧保健福祉館大栄分館)

○イオンモール成田専門店街2階イオンホール

体に障がいのある人は郵便などによる投票を

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定の要件に当てはまる人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の人は、あらかじめ「郵便等投票証明書」の交付を受けることで、郵便などによる不在者投票ができます。

郵便などによる不在者投票ができる人

身体障害者手帳を持っている人

○両下肢・体幹・移動機能の障がい
が1級または2級の人

○心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい
が1級 または3級の人

○免疫・肝臓の障がい
が1級から3級までの人

○両下肢などの障がい
が右記の程度に当てはまること
について知事が証明した人

戦傷病者手帳を持っている人

○両下肢・体幹の障がい
が特別項症から第2項症までの人

○心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障がい
が特別項症から第3項症までの人

○両下肢などの障がい
が右記の程度に当てはまること
について知事が証明した人

介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人

申請の手続き

①申請書(申請者本人の署名が必要)に身体障害者手帳、戦傷病

者手帳、介護保険の被保険者証を添えて、市選挙管理委員会事務局(市役所4階)へ(申請手続きは代理の人で可)

入院中や市外に滞在中の人は不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は指定施設内で不在者投票ができます。また、市外に滞在中の人は滞在先の選挙管理委員会です。不在者投票ができます。

※くわしくは市選挙管理委員会事務局(☎22・1111 内線3152)へ。

立候補者数が定員を超えない場合

千葉県議会議員選挙の成田市選挙区は、議員定数2人です。告示日の3月29日(金)午後5時をもって、定数を超える立候補者がいない場合は、無投票になります。

【無投票の場合】

- ホームページなどでお知らせします
- 「入場整理券」は郵送しません
- 「選挙公報」の新聞折り込みはしません